

徵稅・徵租と牧民官

——近代初期の江南を例とした場合——

高橋孝助

はじめに

知府、知縣とともに牧民官、親民官、父母官などと稱されたことは周知のことである。『申報』光緒二年（一八七六年）九月十九日、〈公正佐官論〉によれば、「知縣一官はただ七品であると雖も、民間の生殺を操り、通邑の錢漕を收む。其の權は特に大なり。其の利も亦厚祿に培す」（傍點は引用者、以下同じ）とされる。これに對し、知府については、同じく『申報』光緒四年九月二十六日、〈論知府一官兼及寧波事〉によれば、知府には知縣のような「權は無」く、「其の任に膺る者、優閒養望し、以て循例升調を待つのみ。任内には任勞任怨の心を存すると雖も則ち同官は且つ其の多事を笑う」のが現状であるとされる。また、『清國行政法』（一九一四年）では、「少數ノ例外ヲ除キ、知府ハ總テ州縣廳ヲ通シテ其ノ管内ノ治務ヲ爲」し、「知府ノ主タル職掌ハ、寧ロ下級官廳ノ監督ニ在ルモノ、如シ」とあつて、知縣こそが「眞正ノ牧民官ニシテ、親シク人民ノ上ニ立チテ一切ノ治務ニ任ズルガ故ニ、地方ノ利害休戚ハ實ニ懸リテ其ノ一身ニ存」すると理解されている。①さらにまた、陶希聖の『清代州縣衙門刑事審判制度及程序』（一九七二年）によれば、「君主の下には、吏・戸・禮・兵・刑・工の六部がある。知縣（州と廳）の下にもまた吏・戸・禮・兵・刑・工の六科房があり、「君主は全權を以て國を治め、縣官もまた全權を以て縣を治め」たとされるのである。②

本稿では、「君主」・専制支配の最末端に配置され、正七品とはいえ正印官として、縣丞・主簿・典史などの「佐雜の官」、書吏・差役によって組織されている「六科房」、さらにかの幕友、などを従える知縣の職務遂行の實際について、主に太平天国直後の江南に史料を求めて、初歩的な考察を試みんとする。

言うまでもなく、江南は、地主制——地主・佃農關係——が顯著に發達した地域である。地主・佃農は激しく對立し、抗租鬪争が日常化しており、地主層の後退、佃農の成長が典型的に見られる地域である。こうした地主層にとつての危機的状況の展開過程において、太平天国後、とくに徵租・追租を柱として地主層と地方官憲——公權力——とが「一體化」する、あるいは「癒着」する現象が見られることは、すでに先學諸氏が明らかにされているところである。本稿もまたこうした先學諸氏の成果のうえに立つ。

だが、本稿では、地方官憲の中でも牧民官たる知縣に特定し、佃農層に對抗し自らの利益を擁護せんとする地主層の知縣への働きかけ、言い換えれば地主層・知縣の關係、のみではなく、逆に地主層に對抗し自らの利益を擁護せんとする佃農層の知縣への働きかけ、言い換えれば佃農・知縣の關係、をも検討し、かくして、地主・佃農關係に生ずる諸對立に對し、知縣が公權力としてどのように對處するのにかについて、初歩的検討を加えんとするものである。

もとより、知縣が直面する現實は、右のように、地主・佃農關係の對立の激化のみではなく、これを成立せしめている諸要件・諸秩序の全般的な動搖であつたことは、改めて言うまでもないことである。たとえば同治十一年（一八七二年）、上海縣知縣が出した〈嚴禁鄉民易犯各條告示〉は、「凡そ奸を作し、科を犯し、吾が民を害するもの」として、次の六條を掲げ嚴禁している。

- 一 禁搶孀逼醮並誘拐婦女
- 一 禁搶牛勒贖並私宰耕牛
- 一 禁開場聚賭並花鼓淫戲

- 一 禁私鑄小錢並窩匪窩娼
- 一 禁教唆詞訟並搭擡申詐
- 一 禁酗酒滋事並擾害善良

縣という行政單位を與えられている知縣にとつてみれば、縣内の「各鄉鎮」で生じている右のような事態に對處し、縣全體の秩序を維持することもまた重要な職責なのである。まさしく「一邑の安堵を欲すれば、必ず先ず其の郷を治め」なければならぬのである。知縣によつて顯現化される公權力の諸機能は、「吾が民を害するもの」を取除き、「民を愛すること子の如く、惡を疾むこと讐の如」き立場に立つて果しうるものであつて、この點は、階級的基盤を歴史發展とともに變化させつつも、なお中央集權的支配形態をとる專制王朝—國家の支配理念に立つ、地方官僚の行政に臨むときの姿勢にほかならない。こうした觀點に立つとき、知縣にとつては、私的な地主・佃農の對立の激化に直面して、赤裸に地主の利益を擁護することは、いわば後面に退げられるべきことになるのである。したがつて本稿に即して言えば、こうした公權力の諸機能の實現が、客觀的に地主層の利益をどのように擁護することになるのか、逆に言えば佃農層の利益をどのように損ねることになるのか、について検討し、全體として公權力の階級性がどのように實現されるのか、を明らかにしなければならぬのであるが、本稿ではほとんど検討しえない。ここでは、右のような知縣の職務全般のもつ意味について、これを無視ないし輕視していいことを述べるに止め、別稿の課題とする。

さらに、上述したように知縣の職務は概括されて「刑名・錢穀（裁判・徵稅）」が最も重大である——上述した〈嚴禁鄉民易犯各條告示〉は直接的には「刑名」に係わる——とされるが、本稿では、紙幅の都合もあるので、「錢穀」とのかかわりしか検討しえない。また、限られた史料——専ら初期の『申報』の記事——に據るので、周到さについても、甚だ心もとない。

さてまず、開倉_〓徴税開始にあたって、知縣のなすべきことはどのようなものか、瞥見しておくことにする。次の史料を見てみよう。

值丁漕開徵之期。州縣應仿照江南辦法。將收銀收漕。折價數目。並洋價每元折錢若干。銀價每兩收錢若干。刊刻簡明告示千數百張。遍鄉分貼。俾愚夫愚婦。一目了然。書差不能高下其手。其串票紙張費。書差飯食費。概由本官捐給。告示中聲明。凡示中所不開列而多收者。即係書差需索。准百姓赴署擊鼓鳴冤。以憑嚴辦。其刊刻開徵告示。應通送兩院司道府查核。隨時派人復查。是否城鄉遍貼。示中價錢數目與實收數目。是否相符。

これは、〈酌擬江北錢漕章程〉であるが、「江南の辦法」に仿ったものであるから、江南のそれについて援用できるのである。知縣は、開倉にあたって、當該年の徴税の細目、「書差」による雜費の附加を一切認めないことを明示した〈告示〉を作成し、これを印刷に附して「遍鄉分貼」して「百姓」_〓糧戸に知らしめなければならぬ。別の史料によれば、その枚数は、江南も江北も、大縣は一千枚、小縣は六百枚を標準とすべきとされている^⑤。知縣は、この〈告示〉を知府より巡撫に至る上級官に提出し、その「查核（審査）」を受けなければならないのである。

この〈告示〉を受取った上級官のうち最上位にある巡撫は、各縣ごとに「詳細に校核」したうえで、その内容を布政使（この場合は蘇州布政使）に對し「札飭（文書による命令）」する。その内容は、たとえば、「崑山・新陽は清丈經費をも一并して列入す。青浦は帶捐する義莊の錢數をも一并して列入し、均しく尙お細緻なり」。『鎮洋は、……まさに完すべき錢數をは逐細開列し、洵に詳備なり』、「長州・武進・金匱・荆溪四縣は、畝ごとの科則の下に、ただ米數を列するのみにして、未だ完納すべき折價の錢數、逐一登録せず」、「元和は扣徴の總數、另に出示を行なうも、たえて畝ごとのまさに折すべき細數をば、斗則の示内に列しては刊せず。均しく周妥を欠く」などと、指摘するのである^⑥。そして、布政使に對しては、

布政使の職務として次のことをなせと命令をする。

すなわち、布政使は、この「札飭」を各知縣に「轉飭(轉命)し一體遵照せしめ」、ならびに各知縣をして「櫃書・差保人ら」の舞弊を「嚴查」せしめ、もし犯すものあらば懲治せしめよ、とし、さらに問題を指摘された〈告示〉を提出した知縣が、「循隠して究めざれば、定めて參辦(彈劾)に干(觸)れん。其の此次の示内、未だ能く詳備せざるの處は、並びに下處の開時に、逐一條例をして明晰ならしめ、刊刻刷印せしめ」なければならぬのである。

開倉にあたって、〈告示〉を出しその内容を示すことはかくのごとく重大な意味をもっているのであるが、それは、言うまでもなく、「折價」、「科則」、さらに附加累徴される費目の錢數などが明示されなければ、何よりもまずその複雑さに乗じて、「書吏・差保人ら」が舞弊し、糧戸の不満を醸成せしめ、さらにかの「紳戸」・「民戸」間の、あるいは「大戸」・「小戸」間の税負擔の不公平さを放置し、かくして徵稅実績を低下させるばかりではなく、かの抗糧鬪争の引金となりかねないからであろう。もちろん、地方官自身にとって、この徵稅実績の如何は、「考成(勤務評定)」に係わるものであった。^④

それでは実際にはどのようなようになされたか。以下にその一例を見てみよう。

光緒五年の下忙の場合には、

蘇省漕米折價。向由各州縣稟請藩憲酌定。茲譚(鈞培)方伯莅任後。於二十開議得。每完漕米一石折繳制錢二千二百文。解費在外。章程既定。不日當擇吉開倉。

とあるように、知縣は、布政使に「折價」を決定するように「稟請(申請)」し、布政使は巡撫と議してこれを決定した。^⑤この決定を見て、蘇州府下の長州・元和・吳の三縣の知縣は、十二月一日に開倉する旨の〈告示〉を出した。ただ実際には、この〈告示〉を出すまえに、〈告示〉の内容を各圖の地保に「傳通」し、地保の舞弊を防止するとともに、糧戸への徹底を圖るのが通常のものである。^⑥

この年、松江府上海縣の場合には、知縣が出した〈擇期開倉收漕示〉^⑧が残っているが、これによると、知縣は、「しばしば大憲（上級官）の札飭を奉じ」たとして、開倉日を十一月二十八日に決定したこと、まず「易知由單」を發行することなどを示し、「闔邑の糧戸・紳民人らは知悉せよ」、もし「頑戸」が「抗欠」するならば、必ずや厳しく「比追」するであらう、と説明している。「折價」、「科則」は、この〈告示〉では明示されていない。だが、光緒四年の上海縣の場合には、長文の〈徵糧科則告示〉^⑨なるものが残されている。ここでは、「憲の核定を奉じ」たことを明記した「折價」・「科則」が詳細に示され、さらに「畝ごとに帶捐する積穀錢十二文」については、「撫憲の札飭を奉じ」ていることも明記されている。このように、開倉にかかわる〈告示〉は何種類かがセットにして出されるようである。次の〈告示〉もそのようなものの一つである。

すなわち、同治十二年（一八七三年）の上海縣の場合には、〈開倉告示〉とともに、〈查禁開倉積弊示諭〉ならびに〈收漕事宜告示〉^⑩が出されている。ここでは、糧戸は好米を納入すべきこと、「家居の紳宦ならびに不肖の生監」の「包漕（包攬）」を嚴禁すること、「紳衿士宦」は「濟民の表率（模範）」なのであるから、率先して好米を納入すべきこと、完米一石ごとに公費一千元、脚費五十二文を納入すべきこと、徵稅事務を擔うべき書吏層については知縣が嚴重に監督すること、など、徵稅の際に生じている諸弊について具體的に指摘し、これを改善すべく「糧戸・書差人ら」に對し、言明している。

以上のようにして徵稅は開始される。その過程で生ずるさまざまな問題についてはふれえないが、ここでは、知縣が出す各種の〈告示〉が全て上級官の「札飭」、「校核」などを受けて作成されていること、そしてこれらの〈告示〉を通じて、糧戸全體に對し徵稅開始を告げるとともに、糧戸のなかから規定額どおりの納稅に應じない、あるいは種々の中飽をなして私腹を肥やす「頑戸」、「家居の紳宦」、「不肖の生監」などのいわば惡德糧戸を抽出して厳しく警告を發していることを、改めて確認しておこう。この〈告示〉による知縣の糧戸全體に對するいわば公式聲明こそが、次節以降に述べる個

農に對するときの知縣の立場を確固たらしめるのである。

二

さて、上海知縣は、上述した光緒五年の〈擇期開倉收漕示〉を出して、ほぼ十日後、〈諭催完租告示〉なるものを出した。^②以下にその全文を掲げてみよう。

特用直隸州調補江蘇松江府上海縣正堂莫爲曉諭佃農趕緊還租事。照得。光緒五年漕糧。現奉憲行飭。照減定有閏科則。核算應徵漕白等米。照額趕緊徵收兌運。等因。除擇日曉示啓徵外。所有佃戶完納租籽。函應及早躉米交還。以便業戶完徵。不容稍有拖欠。本縣深恐。不肖佃戶。難保無藉詞抗欠情弊。合亟出示曉諭。爲此示仰各圖農佃保業人等知悉。爾等須知糧從租出。租由佃完。務各速將本名下應完田租。趕躉乾潔好米。交納業主。完漕在業戶。既奉減則徵收於佃戶。亦當量豫體卹。以昭平允。自示之後。如有抗欠佃戶延不上緊全完。一經業戶指稟。定卽提案押追。決不寬貸。凜遵毋違。特示。

ここでは、〈擇期開倉收漕告示〉とはほ同じ趣旨の上級官の「行飭（移牒）」を受けたことを示して、徵税を開始すること、納税を完遂するためには速やかに納税をしなければならないこと、などを述べつつ、特に「不肖の佃戶」の「藉詞抗欠」を恐れ、これに對しては、「指稟」に從つて「提案押追」（拘引し滯納分を取立てる）すると、嚴しく警告を發しているのである。上述した糧戶に對する開倉にあつた種の種々の〈告示〉は、實は、「不肖の佃戶」あるいは「頑佃」に對する〈告示〉とセットに出されているのである。^③

ところで、右の「指稟」については、たとえば同治十一年上海縣知縣が出した〈諭完吳會書院佃糧告示〉のなかに、……爾等承種吳會書院田畝。所有本年佃租務。卽趕緊躉米清還。董事以濟院費。該地保一面迅速催佃。掃數完租。如有佃戶抗欠。卽由董事等指名稟追。其各遵照毋違。特示。

とあるように、「指名稟追」、すなわち地主層が「頑佃」を名指して知縣に追租するよう上申することである。

上述した糧戸に對するいわば公式聲明は、かくして、「糧は租より出で、租は佃完に由る」、あるいはまた別の史料によれば「糧は租に従いて之を辦ずの說有りしより、業主は佃の欠租に因りて、遂に送官究追の事有り」といふ、地主・佃農關係が發達した地域において徵稅を行なう牧民官の佃農層に對する基本的立場を保證し、確固たらしめてゐることは、改めて言うまでもないことであらう。

ただ右の〈告示〉は一般的であつて、牧民官たる知縣でなくとも、たとえば糧道でもなしえたものではある。さらにもう一つの〈告示〉を見てみよう。同治十一年に上海縣知縣が出した〈據稟令各佃趕緊納租告示〉である。

爲出示曉諭事。據生監職者顧言等遣抱稟稱。生等畸有十六保二十六八九等圖田畝。每年體卹佃農。減折收取。不敢苛刻。踴躍清還者固多。乃有疲頑佃戶。每屆秋成。遷延觀望。挨至來春。任意拖欠。屢向催追。如蚊負石。迨值開耕。

束之高閣。歷年尾欠。陳陳相因。伏念。賦從租出。租賴佃還。漕米冬兌。租耗春還。且多掛欠。生等措資墊漕。殊形拮据。今歲禾棉。尙稱丰稔。特恐玩佃錮習已深。仍舊刁抗。爲敢環叩出示曉諭。俾各佃趁晴早躉。照額還楚。以租抵賦。無悞兌運。如有玩佃錮抗。生等隨時送案押追。以禁刁頑而安儒懦。等情。到縣。據此。除批示外。合行出示曉諭。爲此示仰各地保佃戶人等知悉。爾等租種佃畝。所有應完租籽。趕緊躉禾。照額清交。俾業主得以完賦。不得仍前延抗。如敢故違。許該生等開明田欠。隨時指稟。以憑提案押追。該地保催追怠惰。併干究比。各宜遵照毋違。特示。

これは、言うまでもなく、知縣が生員資格をもつ地主らの「稟に據つて出した〈告示〉」である。「稟」の内容は、目前の「頑佃」——それは豊年でも徵租に應じない「頑佃」——からの徵租を實現せんがために、「送案押追（知縣に上申して取立ててもらふ）」することに對して、知縣の許可を求めたものである。知縣は、地主らに對しては、これを全面的に許可（批示）したことを示すとともに、この〈告示〉を出したのちにも依然として納租しない狀況が續くならば、地主はその事實に基づいて「指稟」せよ——これに據つて追租する——と、言明する。

このように、知縣による地主の私的、な徴租への介入は、實は、地主層の具體的な「指稟」に據って實施されるのであつて、のべつあらゆる徴租の場面で實施されるわけではない。この具體的事實に基づき、個別に「頑佃」に對處することこそが、牧民官たる知縣の職務そのものなのである。

だが、知縣の職務は、個別的に、「頑佃」に對處することだけではない。地主層の「稟」に對しては、直接的な回答₁₁許可である「批示」をもって應えるのであるが、この「稟」を引いた〈告示〉を出すことによって、個別的に生じている現實を地主層全體の利益として代表させるのであり、さらに「頑佃」を特に指彈することを通して、佃農層全體への警告となしうるのである。このような個別的な現實をもって、縣全體の問題として普遍化しうる機能こそ、知縣が、具體的に狀況を把握しうる牧民官であり、かつ最末端とはいえ國家權力の正式の一員としての正印官であることによってのみ果しうるのである。

かくして、開倉に關する〈告示〉とセットになつて、ひとたび「頑佃」に納租を促がす〈告示〉が發せられるや、それが上述した一般的な〈諭催完租告示〉であろうと、具體的な〈據稟令各佃趕緊納租告示〉であろうと、地主層にとつては全佃農層に對する嚴しい催促を保證するものとして機能していくことになるのである。

三

それでは、知縣は、佃農層にはどのように對應したか。すでに、日常的な「頑佃」に對しては、地主の「指稟」に基づいて、容赦なく地主の側に立つて徴租に介入することを見た。したがって、ここでは、各種の災害時にはどうなのか、について見てみよう。

まず、佃農層に限らず農民層が、災害時にどのような行動を起こすかを見てみよう。光緒八年六月のことであるが、松江府青浦。地本低窪。值茲梅雨連旬。秧田均已淹沒。目下水勢不退。雨復繼之。秋收已無望。四鄉農民。均赴該縣

報災。邑尊方好言撫慰。而鄉民數百人。已擠入大堂喧嚷。勢甚汹汹。仍由邑尊勸諭許其勘驗而退。

とあるように、水害に遇つた農民は、縣署に押しかけて「報災」し、知縣に對し下郷して「勘驗（實地檢分）」するよう要求し、知縣がこれを承認したところで、引き上げている。

光緒六年九月、蘇州府はこの年天候良順で、豐年が豫想されていたが、

不意於白露節後。連朝濃霧。各處稻穗。驟然枯萎。雖榮瘁不一。而叢叢斑剝。幾於無地不然。鄉人恐納租完賦時。扭於十分成熟。不肯稍加體恤。是以於前數日間。先將死稻負至各業戶請驗。乃概置不問。不得已羣赴縣署報災。合計長・元・吳三縣報災者。實繁有徒。故三縣邑尊分別下郷。親自勘驗。再定准駁。云。

とあるように、にわかには收穫すら望めなくなつた。佃農たちは、まず地主のところに「死稻」を擔つて押しかけ、被害状況を實地檢分せよ——その結果に基づいて佃租の減免をせよ——と要求したが、地主はこれを無視した。埒が明かずとみて、佃農は縣署に押しかけて「報災」する。三縣の知縣は、これを受けてそれぞれに實地檢分を實施したのである（なお後述）。

三縣の知縣が實地檢分した結果、佃農の訴えは「たえて虚捏に非ざることを知」つたのであるが、現在。各業開倉在即。若照從前收取。不爲分別減讓。恐佃農轉有藉口。而完租亦未能踴躍也。

とあるように、知縣が佃農の訴えを受けて實地檢分し、災害があることを認めてしまつたいま、從前どおりに徴租して「減讓」——佃租の減免——をしなければ、佃農は知縣の判斷に藉口して、納租を「觀望」するようになることを恐れなければならなくなる。それでは、地主および知縣は、こうした事態にはどのように對應するのか。

……田業應讓應減。茫無頭緒……傳言謂。縣中將飭各圖。詳造被災各區清冊。以便核辦。等因。故完租者。雖逾頭限。未能踴躍上櫃。殊有觀望之心。云。

地主は「減讓」に應ずる姿勢を示すのであるが、實行に移そうとしないし、知縣は、各圖の地保をして被災状況を正確に

調査せしめ、そのうえで「核辦（處理）」する方針である、という。知縣が明白な判断を下さない限り、佃農層は「觀望」——いわば納租サボタージュ——を續ける。この後、どのように展開したかは詳らかではない。だが、以上の経過は、少くとも災害時、佃農が地主とのいわば直接交渉を通じて、「減讓」を實現することに成功しない場合、知縣に働きかけ、その災害認定を據として、地主の徴租を牽制ないし制限していることを示しているのである。この點に注目しておく。

さらに、光緒六年十月の蘇州城外の永倉鎮で起きた事件を見てみよう。

……本歲秋成。因蟲傷枯萎。佃戶皆由業主酌量減讓。詎該紳方以米價大賤。憂形於色。該處素本收米。某紳乃自置鉅斛。每斛五斗。須盛六斗有餘方滿。因之。衆農佃心殊不甘。嘖有煩言。有甲乙某佃素本刁橫。糾衆至該棧。完租以斛石不符。竟將鉅斛搶奪入城。及至某紳訴縣控提。該農佃已將米斛呈府。亦具稟詞控告。并控藩署。茲奉譚方伯發府審辦。

すなわち、この史料によれば、災害時、地主は何かの「減讓」をなすべきである——他の地主はそうしている——のに、これをなさずに、かえって「鉅斛（大ます）」を用いていささかの減収にも肯んじないような地主は、いわば札つきの「頑佃」——多數の佃農の信頼を得ている——によって、知縣、知府、さらに布政使に告訴されることになるのである。まさしく「頑佃抗租は、尙お須からく送官追比すべ」くも、「業主も亦須からく年歳の豐歉を洞知し、量りて體恤を爲すべく、額租の外に、明伸暗漲して、大局を顧りみず、事端を生ずるを致すを得ず」ということになるのである。知縣・知府・布政使がどのような判断をしたか、詳びらかではないが、少くもこの史料について言えば、災害時に一般的に地主層がなすこと——それは一面においては、佃農層が長年の闘いのなかで獲得してきたいわば既得権を地主が守られることである——を無視した地主は、多數の佃農層を糾合しうる、外ならぬ「頑佃」によって、いわば惡徳地主として、知縣より布政使に至る公權力の判断に委ねられることになるのである。

さらに光緒三年九月のことであるが、この年、蘇州府は早魃におそわれた。

蘇城長・吳兩縣各處農民。以田稻枯稿。紛紛赴縣報災。現奉縣主傳諭。令各農民先將好稻收穫。餘剩枯稿。留置田中。以待按畝查驗。再行分別辦理。等因。

とあるように、「農民」は、枯死した稻をもつて縣署に押しかけ「報災」するのである。長州、吳の知縣は、まず「好稻」を收穫せよ、枯死したものは、田中に放置しておけ、自ら下郷して實地檢分するから、と「傳諭」しているのである。この場合には、佃農は地主への「請驗」をせずに、直接に知縣に對し、實地檢分を要求しているようである（なお後述）。被災した水稻を收穫せずに、田中に放置しておくことは、たとえば、

蘇城濱關一帶田疇。以本年稻多枯萎。均未刈穫。全行棄置田中。迄各業主出帳收租。農佃顆粒不完。悉指枯稻。舉欲退租。故年內該處租資。十不得二三也。

とあるように、佃農のいわば消極的な地主の徴租への抵抗としてなされる場合もあったようである。

こうした例は、たとえば同治十二年閏六月に寧波（鄞縣）でも見られる。^⑤この年、寧波は大旱魃に遇った。

東南郷有農人數百。各手執枯稻一株。進城往縣告荒。交縣主看驗。要請告示。諭令田主每畝歸收錢三百文。

この年の場合には、「農民」は、知縣に對し實地檢分するよう求め、そのうえで地主に對し畝ごとの租額を三百文に制限する内容の「告示」を出せ、と求めているのである。こうした佃農の行動は、さらに廣がる。^⑥

寧波東南郷佃人來縣呈告早荒一事。……今又探得。投呈者有十餘村庄。邑尊姚公好言撫慰。將呈詞一一收。下批。云。候本縣詣勘。至收租係有公論。何得以每畝概收三百文。率請示諭。云云。呈詞十餘紙。批語皆同。

各村の佃農の「呈詞（訴狀）」に對する知縣の「下批」は、一様に否定的なものであった。實地檢分を待てと言ひ、收租は「公論有るに係る」として、佃農が要求する畝ごと三百文に制限する内容の「示諭」は「告示」を出すことを拒否しているのであるが、右の引用に續いて、「想到に、邑尊、即ちまさに親しく田疇を履み、其の災歎の分數を視べ、再び核辦を行なわんとすべし」とあるように、このような場合、一般的にも知縣には何かしらの對應が求められている。

以上のように、災害時、佃農層は、あるいは地主との直接交渉の決裂のあとに、あるいは直接に、まず牧民官たる知縣に對し、地主層の徴租・催追を制限するよう要求する。知縣の腰は重いが、ともあれ實地檢分というかたちでこれに應じようものなら、その判断・結果はどうであれ、佃農層は「觀望」をきめこむのである。さらにまた、いわば惡徳地主については、知縣をはじめとする公權力に訴え、その判断に委ねるのである。

このように、佃農層は、知縣に公權力に對し、私的な地主・佃農間の對立の、いわば公平な仲裁役として介入することを強力に要求しているのであり、もって、災害時とはいへ、佃農經營の維持を圖ろうというのである。こうした佃農層に知縣という、佃農層の利益擁護の行動は、知縣に公權力の上述した「民を愛すること子の如く、惡を疾むこと讐の如き」行政姿勢に適うことなのであり、その限りにおいて、知縣に公權力は、これを一概に無視できない。

四

右のような佃農層に對し、佃農層の利益擁護の行動は、どのようなかたちで奏功するのか、あるいは挫折するのか、について若干検討してみよう。

前節では、佃農層が、知縣を實地檢分に引き出したことを據として、納租サボタージュを続けていることを見た。同じく前節で引用した光緒三年の長州縣・吳縣の場合には、佃農層に「下郷親勸」を「傳諭」しながらも、「各農人、稻穂の枯稿を一見して、他處に染及するを深く恐れ、大半は掃蕩を先行し」たからとして、直ちにはこれを實施しなかったのであるが、長州知縣は、一應はこれを實施した。そして彼は、この結果をもつて九月末、

茲聞。長州縣萬邑尊。於謁見撫憲時。曾經面稟災象。欲出專摺奏請酌辦三成災歉。等因。

とあるように、「奏摺の權」を有する上級官に巡撫に謁見したときに、巡撫をして臨時の減税を上奏せしめ、皇帝の裁可を得ようとしているのである。すなわち減税に減租を通して、佃農層の要求に應えようとしたのである。これが奏功した

か否かについては、「未だ撫憲の果して能く允准（許可）せしか否かを識らず」とあるのみで詳びらかではない。だが、減税が裁可されると、「既にして減を奉ずれば、佃戸よりの徴收も亦、當に量りて體卹を豫え、以て平允を昭らかにす」（前掲〈諭催完租告示〉）ることになり、知縣をはじめとする地方官の聲望は大いに上がることになる。もっともその際の減租の實質性については、大いに疑問があるが。

ところで知縣が、上級官に對し、自らの治下の狀況について報告し、指示を仰ぐ方法には「面稟」がある。たとえば、同治十三年十月の上海縣知縣の場合には次のようになされている。

葉邑尊。因須謁見各上憲。面稟地方公事。於昨初三日辰刻動身。由郡晉省公出。所有日行文牘。照例檄委捕廳代折代行。云。

知縣は、蘇州布政使、江蘇巡撫などが駐在する蘇州に向し、「地方公事を面稟す」るのである。その間、知縣の職務は、捕廳が代行している。光緒二年二月の場合には、

上海縣松邑尊。於前日起程。往金陵公幹。所有應徵漕糧。委縣丞周君。下鄉查比。云。

とあるように、兩江總督が駐在する南京に向する。その間、知縣の職務は、縣丞が代行している。

さらにまた、光緒六年九月の例であるが、

江寧西南鄉。入秋以來。天氣亢旱。雨澤較少。以致山田顆粒無收。昨聞。顧邑尊已偕委員履勘屬實。將以二三分災。上詳大憲矣。

とあるように、知縣は、「面稟」のほかに、「大憲に上詳（上級官に報告する）」し、その判断を俟つ方法もとる。同様の史料にはたとえば次のようなものもある。すなわち光緒八年六月のことであるが、

昨又悉。浙江湖州府屬。其水鄉田禾盡行淹沒。秋收無望。歉象已成。山田雖未至全災。然收成當亦減色。鄉農紛紛報荒。想賢有司當必履勘。而稟詳上憲也。

とあるように、「履勘」し、「上憲に稟詳」することは、重要な職務として知縣に期待されるものなのである。そしてそれらは、すでに述べたように、さらにまた

内則上自天子。下及宰相。外則上自督撫下及州縣。皆天命之以保斯民者也。而權實操。自州縣始。故四海困窮。州縣若不、上達。非徒君相無從知之。即督撫亦不能知也。是以世稱州縣爲民之父母也。勘災論之。奉委即災區之父母。在官即一邑之父母。何異居鄉爲一家之父母乎。

とあるように、まさしく牧民官たる知縣の本領發揮そのものであり、佃農層の知縣への働きかけは、このような牧民官たる知縣の職務内容にも適うものであることはすでに見た。知縣をして、上級官を動かそうというわけである。

ところで、長州縣知縣が行動を起こした九月～十月といえ、下忙の開倉に備えて、知縣は、一で述べたような開倉にあたってのさまざまな準備作業を開始する時期である。年景の状況、「折價」、「科則」などを定め、上級官に報告して「校核」を受け、地主を主とする糧戸層には〈告示〉をもって示さねばならない。災害時の知縣としてはこの時期に、「應に減すべきは減じ、免すべきは免ず」る（前掲〈酌擬江北錢漕章程〉）決断をしなければならぬ。それゆえ、佃農層にとつても、この九月、十月ごろは、知縣に對し、災害であることを認定させ、地主の徴租を制限させる行動を強化しなければならぬ時期であった。三で引用した光緒六年九月の蘇州府の例は、突然の天候異變によるものであったといえ、まさにこの時期に焦點を合わせた佃農層の行動を示していた。すなわち、「郷人は、納租完賦の時、十分の成熟に扭れ、稍も體恤を加えることに肯んぜざる」ことを恐れ、まず地主、ついで知縣に訴え出たのであった。

さて、上述した光緒三年の長州縣・吳縣の場合にもどると、吳縣の知縣もまた、十月一日になって「親しく治するとこの各郷に赴き、田稻を勘驗し」たのであった。だが、「本年豊歉一ならず、復た按畝稽查するも、仍お驟かに區別し難きを恐る」として、知縣は、佃農の要求——災害認定——を認めなかった。

こうした佃農層・知縣のやりとりとは別に、地主層が次のような方針を打ち出した。

蘇城各田業主。均於初四日開倉收租。以本年鄉開田稻。多有枯槁無收者。故每遇災區。每石讓租一斗。以示體恤之意。其折價則每石二千六百左右。或有至二千八百文者。以米價昂貴。農人糶米還租。可以有盈無絀也。

すなわち、地主は自發的に、被災の田については石ごとに一斗の「讓租」をすることを明らかにしたのである。三で述べた災害時の「減讓」である。この「讓租」が、實質的な減租を意味するか否かは大いに疑わしいのであるが、ともあれ、地主層は、佃農層による佃農↓知縣↓上級官という回路を通った佃租の減免實現の動きを明らかに意識しながら、自ら「佃農體恤の意」を示したのである。これによって地主層は、公權力の介入を不要とする私的な地主・佃農間の問題にもどしたわけである。同じ蘇州府下のある地主が、災害時に「減讓」を認めずに、佃農層から惡徳地主であるとして、公權力に訴えられた例をすで見たと、おそらくは右の場合、「體恤の意」を明らかにしておけば、佃農に謗種を與えることは避けうるし、實質的減收につながる判断を示しかねない公權力の介入をも牽制しうることになる。

だが、これは、地主層がまさに被災の田について「讓租」することを表明したのであって、それ以外の田については、例年どおり徴租することも併せて表明したことを意味するのである。それゆえ、十月末になって、この地主層が、次のように前言を翻して知縣に「公稟(數人が連署した請願書)」を提出したからといって、それほど筋を曲げたことにはならない。すなわち、

蘇城各處業田者。均於月初。開倉收租。迄今將及一月。所收租息。未及十之三四。蓋以本年隕霜殺稼。農人多有藉口觀望也。現在各田主擬具公稟。求請派員設局。分段追租。等因。

とあるように、佃農の多くが災害に遇ったことに藉口して納租を「觀望」することが多いから、知縣に徴租へ介入せよ、というのである。被災した佃農層が「觀望」をきめこむ原因は、實地検分を實施したものの、何らの方針を示しえなかつた知縣と、實質性ともあれ「讓租」を表明した外ならぬ地主層が負うべきであらう。だが、問題は、この被災した田を耕作する佃農に限らず、佃農の多數が、これに藉口して「觀望」していることにあるわけである。ここでは、佃農が、

知縣に被災状況を實地檢分させ、佃租を減免させようとした上述の例とともに、佃農層↓知縣の動きにいわば對抗しつつ明らかにした地主層の「佃農體恤の意」を逆手にとった、佃農の徵租への抵抗のあり方が示されていると言つていいであらう。かくして今度は、地主層が、公權力↓知縣に事態の打開を要求する番になった。だが十二月中旬になつても、「收むる所、十の三、四にも及ばず^⑧」という状況が續き、新年になつて「送官追比」が盛んに行なわれた^⑨という。ついに、知縣が徵租に介入したわけである。

以上、さまざまな例を見てきたが、さらに次の史料を掲げて本節を終ることにする。

……蘇、屬、各、縣、令。欲、速、征、解、錢、糧。以、邀、上、司、之、獎。反、過、聽、業、主、之、言。而、虐、待、苦、民、也。若、縣、官、一、面、看、管、欠、佃。一、面、令、業、主、指、明。欠、者、有、何、可、抵。亦、爲、出、牌、領、抵。似、足、伸、法、了、事。以、後、若、查、出、欠、者、尙、有、隱、匿、產、物。不、肯、盡、吐。再、行、答、辱、不、遲。茲、乃

縲、纒、數、百、人。三、日、一、比。或、八、百、或、一、千。惟、業、主、之、欲、是、從。天、下、安、有、此、殘、刑、窮、民、之、理、乎。其、言、如、此。但、中、國、錢、債、訟、事。

亦、係、如、此、辦、理。惟、佃、戶、拖、欠、租、穀。一、經、到、官。官、總、以、國、課、所、關。不、能、不、曲、徇、田、主、之、請。故、格、外、從、嚴、也。

この史料によれば、知縣は、最下級の正印官として「速やかに錢糧を征解す」という立場に立つからこそ、「反つて業主の言を聽くに過ぎ」るのである、という。さらに、佃農の佃租の滞納についても、一たび報告があげられたら、「國課」に関わるのであるから、「田主の請」に應えて、追租に介入するのである、という。當然のことながら、知縣は、佃農層への要求には、消極的にしか應えざるをえないわけである。だがそれは、決して地主層の利益擁護を赤裸に示したものであるのではないであつて、それゆえに、前節で述べたような行動を佃農層は、ことがあるごとに繰り返すことになる。このことを確認したうえで、知縣↓公權力のもつ階級性について評價をする必要がある。

すなわち、右のような文章を読み替えて、究極において知縣は地主層の利益を擁護するのが階級の本質である、と結論するのはすこぶるたやすいし、この点には筆者も異論はない。問題にしたいのは、佃農層↓知縣↓公權力という回路をもっている、佃農層自らの直接的な訴えに應え、佃農層がその過程で一定程度地主層に對して抵抗しえ、安堵している佃農

層・知縣の關係である。この關係の實在こそが、地主・佃農關係の赤裸な對決を一定程度緩和しているのである。こうした公權力の機能こそが、地主・佃農關係の緊張が極まれば極まるほど、ラディカルな轉換の芽をそのなかに育てつつも、佃農層のなかになお公權力への淡い幻想を再生産し続けさせたものであらう。

小 結

以上、知縣の職務のうち、「錢穀」に限定しながら、雜駁なことを述べてきた。紙幅もそろそろ盡きるので、ここでは、地主層上層——かの郷紳——について、次の史料を検討するかたちでふれておきたい。

謂。近來紳士居郷。多不守法。致地方官一切公事受其挾制。因而吏治不能日臻上理。推原立論。以爲起於軍興之時。紳士辦理團練。與地方官並重其權。交涉既多。時常接見。互商公事。因此濫觴。遂成積重難返之勢。亦可謂切中時弊之言矣。

これは、光緒八年四月の『申報』の記事の一節であるが、これによれば、「地方官一切の公事、挾制を受けるを致した」「紳士」の濫觴は、太平天国を鎮壓する過程にある、という。さらに右に續いて、「公事の誤、地方の害」をなすものは、「真正の紳士には非ず」としながら、

蓋地方公事。有非紳士不能辦理者。官長亦倚賴之。不特鄉僻之處然也。既在省會之中。院司所專主之事。亦有須與紳衿命謀而後可行者。……軍興之時。辦團剿賊籌餉勸捐。固非紳士不可。既軍務告竣。地方猶賴善後一切布置。均須熟悉情形。而後施之各當。若官長獨斷獨行。或有他省章程。不宜於此省者。或初到地方。但見今日凋殘之氣象。未知曩時完善之情形。無人從旁指畫正。不知孰先孰後孰重孰輕。設倒行逆施。其關係地方之理亂者。尤非淺鮮。故紳士之力居多也。

とあるように、牧民官たる知縣にとって、「真正の紳士」たる郷紳に依據しなければ、その職務を遂行できない、という。

筆者もまた、近代の郷紳は、この史料が語るように、太平天国の時期、すなわちそれまでの支配体制が根底から揺らいだ時期から體制回復への過渡期に擡頭し、體制回復の時期にその存在を顯わにしたいと考える。その意味において、近代の郷紳は、すぐれて太平天国後的・反動的な地主層上層なのである。そうした郷紳は、知縣を最下位とする公權力をして、彼らの利益を新たにどのようにして擁護せしめるか、言い換えれば、彼ら自身のすぐれて太平天国後的な様相——本稿でもしばしば見られた利益追求の食欲さ——にふさわしい公權力をどのように創りあげてゆくか、を摸索していかねばならなかったと言える。本稿では、そうしたいわば體制概念にかかわらせて知縣—公權力を検討しえなかったが、少くも、牧民官たる知縣の職務内容の實際についても、郷紳・地主層の利益を擁護せざるをえない側面と、これに抵抗しようとする佃農層の要求に應えざるをえない側面とが、いよいよ不統一になり、そして前者の側面が顯わになっていくであろうことが豫測されるし、そのことが公權力の歴史にとっても劃期をなすものであらうことが豫測される。

註

- ① 『清國行政法』第壹卷下、一九一四年、五〇—五六頁。(汲古書院、一九七二年影印本)
- ② 陶希聖『清代州縣衙門刑事審判制度及程序』食貨出版社、一九七二年。二二—三頁。
- ③ 縣衙門構成および知縣のルーティンワークについては、②の著書、また Tung-tsu Chü, *Local Government in China under the Ch'ing*, 1962, Harvard University Press, ならに蔡申之『清代州縣故事』龍門書店、一九六八年版、などに詳しい。本稿では、縣衙門を構成する典吏、書役、差役、幕友、長隨、仵作、捕役、獄卒、家人、等々については、紙幅の都合もあってほとんど言及しえない。また、縣衙
- 門の外にあって縣行政に深くかかわっている社會層である代書、訟師、地保、經造、等々についても同様である。
- さらにまた、本稿では知州については検討の対象としない。
- ④ 小島淑男の一連の研究、とくに「辛亥革命前後における蘇州府の農村社會と農民鬭争」(『近代中國農村社會史研究』株式會社大安、一九六七年、所收)、森正夫「明清時代の土地制度」(『岩波講座』世界歴史』12、一九七一年、所收)、鈴木智夫「近代中國の地主制」汲古書院、一九七七年、だけを掲げるに止める。また村松祐次『近代江南の租棧』東京大學出版會、一九七〇年、からは示唆を受けることが多かった。
- ⑤ 『申報』同治十一年十一月十日、〈葉邑尊嚴禁鄉民易犯各條

告示)。さらに、蘇州布政使が光緒五年に出した〈告示〉は、より詳細である。参考のために掲げておく(『申報』光緒五年十一月二十一日、〈審憲新政〉)。

- 一 不准開設烟館 一 不准行用小錢 一 不准私鑄 一 不准容留妓館書寓 一 不准開花客寓 一 不准開場聚賭 一 不准搶擄 一 不准搶鮮 一 不准軋神仙 一 不准婦女入茶館 一 不准婦女入廟燒香 一 不准觀前跑馬 一 不准棍徒憑空訛詐 一 不准勒索搬家費及勒加找等事 一 不准聚眾滋事 一 不准觀前沿街舞拳弄棍 一 不准婦女撒潑 一 不准向租戶索取三個月兩個月費 一 不准厲壇裝扮罪人 一 不准把持行市 一 不准醫生勒生勒索重資 一 不准酗酒罵街 一 嚴拏台基 一 嚴拏私梟 一 嚴拏訟棍 一 嚴拏水販
- こうした禁令は知縣のルーティン・ワークの経験に基づいて作成され、またこれを根據にして、知縣は、これを無視する状況のない事件が起きるたびごとに對應する。知縣が出したこれらに關連する〈告示〉について二、三見てみよう。たとえば、
- 〈嚴禁禁止婦女入廟燒香告示〉(『申報』同治十一年五月三十日)、
 〈嚴禁禁止迎神出會告示〉(同前六月二十一日)、〈禁賣豷牙人把持生意告示〉(同前六月二十四日)、〈禁婦女扮犯跟會告示〉(同前七月十六日)、〈嚴禁聚賭告示〉(同前七月十八日)、〈嚴禁訟棍告示〉(同前七月二十日)、等々、枚擧に暇がない。
- ⑥ 同前同治十二年九月二十八日、〈記鄉村茶館聚賭烟燈小押事〉。さらに、明清研究との關連で言えば、水利灌溉事業についても検討しなければならぬが、本稿では不可能である。
- ⑦ ⑤の〈告示〉。なお山根幸夫『福惠全書』解題(汲古書院、一九七三年影印本、所收)を参照。

- ⑧ 丁日昌『撫吳公牘』卷二十一。
- ⑨ 同前卷三十三、〈通飭遍貼銀米斗則告示並於申票內加蓋折收錢數紅戳〉
- ⑩ 同前卷三十三、〈蘇屬漕糧告示分等行司〉
- ⑪ 村松祐次前掲書參照。
- ⑫ 蔡申之前掲書參照。
- ⑬ 『申報』光緒五年十一月二十七日、〈漕米定價〉
- ⑭ 同前光緒五年十二月八日、〈縣署開倉〉
- ⑮ 同前光緒五年十一月三十日、〈開辦冬漕諭話〉、また同前光緒八年七月八日、〈邑尊諭話〉
- ⑯ 同前光緒五年十一月十八日、〈擇期開倉收漕示〉
- ⑰ 同前光緒四年九月二十九日、〈徵糧科則告示〉
- ⑱ 同前同治十二年十二月七日、〈葉邑尊查禁開倉積弊示諭並附收漕事宜告示〉
- ⑲ 同前光緒五年十一月二十七日、〈諭催完租告示〉
- ⑳ さらにたとえば⑩の〈開辦冬漕諭話〉を参照せよ。
- ㉑ 同前同治十一年十一月四日、〈邑尊諭完吳會書院佃糧告示〉
- ㉒ 同前光緒三年十二月五日、〈比佃陋俗〉
- ㉓ たとえば同前同治十一年十月二十七日、〈糧道憲通行趕完糧佃告示〉を参照せよ。
- ㉔ 同前同治十一年十一月六日、〈邑尊據稟令各佃趕緊納租告示〉
- ㉕ 「據稟」ないし「據報」による〈告示〉は、知縣の出す〈告示〉のなかでは割に多いようである。その形式は、「稟稱」の内容に附して「批示(許可)」し、そのうえでこれを全縣あるいは當該階層あるいは當該團體に普遍化し、いわば規範化せん

とするものである。「稟」は連名で出される場合が多いようであるが、たとえば『雙鯉編』（『近代史資料』總三四號、所收）には、一戸の地主が一戸の佃農について、知縣の判断を求めている例が見られる。

②⑦ なお鄭雲特『中國救荒史』三聯書店、一九五八年。さらに森正夫「一六一—一八世紀における荒政と地主佃戸關係」『東洋史研究』二七卷四號、一九六九年、を参照。

②⑧ 『申報』光緒八年六月十一日、〈鄉民報災〉

②⑨ 同前光緒六年九月十五日、〈邑尊勸稻〉

③⑩ 同前光緒六年九月十九日、〈勘驗蟲傷〉

③⑪ 同前光緒六年十月二十五日、〈完租觀望〉

③⑫ 同前光緒六年十月二十九日、〈頑佃控業〉。なおこの斛については、同じ光緒六年二月十日附で江蘇巡撫が元和縣に出した

「元和縣永禁私用大斛收取佃租及散給由單役費碑」（『江蘇省明清以來碑刻資料選集』三聯書店、一九五九年、所收）がある。

また小島前掲論文、三一七頁参照。

③⑬ 同前光緒三年九月二十七日、〈分別勸災〉

③⑭ 同前光緒三年十一月二十日、〈姑蘇近聞〉

③⑮ 同前同治十二年閏六月十日、〈寧波荒旱情形及鄞縣主將換事〉

③⑯ 同前同治十二年閏六月十三日、〈寧波告荒情事〉。

ところで、この「呈詞」さらに「批示」は、「常例として、衙署の呈詞、批示は、つねに書吏の抄單に由り、頭門（前門）に發貼し、以て民間の觀覽に便す」ることになっていたが、實際

には書吏が故意に遅延したり、遺漏したりするので、「批示（批示の内容）」を見ようとすれば、必ず書吏に金をつかませなければならぬのが現實であった、という（『申報』光緒二年十一月二十七日、〈粉板懸批〉）。

③⑰ の〈分別勸災〉

③⑱ 同前光緒三年十月一日、〈報災求准〉

④⑰ 同前同治十三年十月四日、〈邑尊督省公出〉

④⑱ 同前光緒二年二月二十日、〈邑尊公出〉

④⑲ 同前光緒六年九月二十九日、〈邑尊勸災〉

④⑳ 同前光緒八年六月十六日、〈浙西荒象〉。なお「詳文」については、『福惠全書』卷五、〈詳文贅說〉を参照。

④㉑ 同前光緒三年五月三十日、〈論勸災〉

④㉒ 同前光緒三年十月九日、〈吳縣驗災〉

④㉓ 同前光緒三年十月十三日、〈收租讓災〉

④㉔ 同前光緒三年十月二十九日、〈稟請追租〉

④㉕ 同前光緒三年十二月十二日、〈吳中近事〉

④㉖ 同前光緒四年一月二十四日、〈嚴死佃戶〉

④㉗ 同前光緒二年十二月十三日、〈書本報窮佃可憫後〉

④㉘ 同前光緒八年四月二十五日、〈書文御史奏疏後〉

④㉙ 市古宙三「郷紳と辛亥革命」（同『近代中國の政治と社會』東京大學出版會、一九七一年、所收）を参照。

④㉚ 拙稿「清末の國家と民衆」（歴史學研究會一九七八年度大會報告）は、こうした見通しを述べたものである。

resulted in the founding of the Chen-k'ou 鎮口 watergate at its mouth in the sixteenth year of this period (1588) by Ch'ang Chü-ching 常居敬. But the silting up of the Yellow River at the Chen-k'ou watergate, as before, could not be prevented, and it was not until the Chia River 沔水 was dug in Wan-li 32 (1604) that grain transport no longer met with these difficulties.

Furthermore, one has to note that ships passing Hsü-chou were restricted by the established custom known as the "*kuo-hung ju-cha* 過洪入閘" limit. "*Kuo-hung*" (passing the high waters) meant to pass the Hsü-chou-hung 徐州洪, and "*ju-cha*" (entering the Cha) meant to enter the Cha-ts'ao. In the sixth year of the Lung-ch'ing period (1572) the last day of the third month was designated a time limit, and its importance lay in the fact that the transport boats were hard pressed to reach this point before the waters of the Yellow River swelled up.

LANDTAX, RENT AND THE LOCAL MAGISTRATES

The Example of Early Modern Chiang-nan (江南)

TAKAHASHI Kōsuke

The district magistrate (*chih-hsien* 知縣) was a so-called "magistrate to herd the people" (*mu-min-kuan* 牧民官), an official "in charge of the seal" (*cheng-yin-kuan* 正印官) of the rank 7A 正七品, a title which was created at the very end of the period of absolute control by the Ch'ing 清. In this article the local government by the magistrates in Chiang-nan 江南 during the early modern period is investigated.

Chiang-nan was a region where the landlordsystem—the landlord-tenant-relationship—was clearly developed. The so-called "*wan-tien k'ang-tsu* 頑佃抗租" phenomenon, i. e. the "stubborn tenants who refused to pay the rent" became more and more prevalent. The landlords attempted to collect rents and arrears employing the power of the magistrates. The view was taken that magistrates would protect the interests of the landlords in this way, since both in reality and principle, the collection of land tax was dependent on the payment of rent. This two-tier system was described in the following way: "the tax comes from rent, and the rent comes from

the tenant.”

Studies on this area have tended to stress this aspect—the way in which the magistrates protected the landlords’ interests, while neglecting to discuss their responses to the tenants’ demands. In fact, however, the tenants made demands on the magistrate for controls on the levels of rent set by landlords. It is clear that in cases where magistrates responded to these demands, whether passively or formally, the tenants would often use this as a pretext for resisting the landlords.

The prevailing view of the role of the magistrates—as the public authority, “accepting the people as his sons, and abhorring evil as his enemy”, meant that they could not put the tenants’ problems aside.

This article examines some of the functions of these magistrates, especially in the area of tax and rent collection, in a preliminary attempt to confirm the above points.

THE RŪM SALṬANAT AFTER THE MONGOL INVASION

ITANI Kōzō

After the invasion of Rūm by Bāyjū Nūyan in A.D. 1243 (the battle of Kōse Dagħ) the Rūm Salṭanat surrendered (*il*) to the Mongols, but did not come under their direct control. According to the accounts of Ibn Bībī, Aqṣarāyī, the anonymous Ta’rīkh-i Āl-i Saljūq and Bar Hebraeus which are the most important sources regarding the Rūm Salṭanat, the following facts are clear. From 1243 to 1249 a man called *ṣāhib* Shams al-Dīn Iṣfahānī, who had become *ḥākim* under the auspices of Ṣāyīn *khān* (Bātū) in the Qifchāqsteppe, reigned in Rūm with despotic power. After the *ṣāhib* was executed by order of the Great Khan Guyūk in 1249, the supporters of *sulṭān* ‘Izz al-Dīn Kay-kāwus II, who had twice rejected challenges for the *sulṭān*-ship by the latter’s younger brother Rukn al-Dīn Qīlīch Arslan IV, took the administration of the Salṭanat into their own hands and strived to secure the independence of the national administration.

However, in 1256 Bāyjū again invaded Rūm, in conjunction with the